

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	04/05/2007

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
NEOMAX CO., LTD.	04/01/2007

RECEIVING PARTY DATA

Name:	HITACHI METALS, LTD.
Street Address:	1-2-1 Shibaura, Minato-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 12

Property Type	Number
Patent Number:	7344606
Application Number:	10896504
Application Number:	10503359
Application Number:	10527797
Application Number:	10533968
Application Number:	10592488
Application Number:	11819196
Application Number:	11822912
Application Number:	11950801
Application Number:	10474546
Application Number:	10497058
Application Number:	10553968

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)585-8080

PATENT

REEL: 020886 FRAME: 0774

500529762

CH \$480.00 7344606

Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.

Phone: (202)585-8000
Email: jcostellia@nixonpeabody.com
Correspondent Name: NIXON PEABODY LLP
Address Line 1: 401 9TH STREET N.W.
Address Line 2: SUITE 900
Address Line 4: WASHINGTON, DISTRICT OF COLUMBIA 20004

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	743421-74
-------------------------	-----------

NAME OF SUBMITTER:	Jeffrey L. Costellia
--------------------	----------------------

Total Attachments: 22

source=743421_74_merger_with_Hitachi#page1.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page2.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page3.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page4.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page5.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page6.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page7.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page8.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page9.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page10.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page11.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page12.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page13.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page14.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page15.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page16.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page17.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page18.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page19.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page20.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page21.tif
source=743421_74_merger_with_Hitachi#page22.tif

(Partial Translation)

Certificate of Entire Historical Matter of Commercial Register

Hitachi Metals, Ltd.

1-2-1 Shibaura, Minato-ku, Tokyo

Corporation Number: 0104-01-038783

Trade Name	Hitachi Metals, Ltd.
Head Office	1-2-1 Shibaura, Minato-ku, Tokyo
(omitted)	
Merger	Conducted a merger (as surviving corporation), with NEOMAX Co., Ltd., 4-7-19 Kitahama, Chuo-ku, Osaka (as dissolved corporation), on April 1, 2007, which was registered on April 5, 2007.
(omitted)	

I certify that the above-listed matters are the whole records, not closed, concerning the company in the registry.

(Minato Branch of the Tokyo Legal Affairs Bureau is the competent office.)

March 17, 2008

Kazuhiro Saito, registrar in the Tokyo Legal Affairs Bureau (official seal)

履歴事項全部証明書

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

商号	日立金属株式会社	
本店	東京都港区芝浦一丁目2番1号	
公告をする方法	東京都で発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う	
	電子公告により行う。 http://www.hitachi-metals.co.jp/koukoku/index.html 貸借対照表の公告 http://www.hitachi-metals.co.jp/kessan/index.html 但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	平成17年 6月21日変更 ----- 平成17年 6月27日登記
	電子公告とする。 http://www.hitachi-metals.co.jp/koukoku/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月22日変更 ----- 平成18年 7月 4日登記
	貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 http://www.hitachi-metals.co.jp/kessan/index.html	平成14年 5月28日設定 ----- 平成14年 5月30日登記
会社成立の年月日	昭和21年3月2日	
目的	1. 高級特殊鋼、特殊合金、焼結合金その他の特殊材料及びそれらの加工品並びに精密鑄鍛造品の製造及び販売 2. マグネットその他の磁性材料及びそれらの応用品の製造及び販売 3. 封着材料、磁気ヘッド材、単結晶、薄膜機能材その他の電子材料及びそれらの応用品、組立品の製造及び販売 4. フェライトコア、圧電体セラミックス、誘電体セラミックスその他の電子磁気材料及びそれらの応用品、組立品、複合品の製造及び販売 5. セラミックス及びその応用品の製造及び販売 6. 医療用具の製造及び販売 7. 可鍛鑄鉄、ダクタイル鑄鉄、鑄鍛鋼、軽合金鑄物その他の金属材料及びそれらの加工品、組立品の製造及び販売 8. 管継手その他の配管用品及びそれらの組立品の製造及び販売	

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	9. ロールの製造及び販売 10. 水処理設備、汚泥処理設備、焼却設備、土壌環境浄化設備その他の環境設備及び搬送設備その他の産業機械設備の製造及び販売 11. 土壌環境浄化事業の請負 12. 建設工事の設計及び請負 13. 前各号に関連する一切の事業	
単元株式数	1000株	
発行可能株式総数	5億株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億5716万8687株	
	発行済株式の総数 3億6655万7889株	平成19年 4月 1日変更 平成19年 4月 5日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
	当会社は、株式に係る株券を発行する。 平成18年 6月22日変更	平成18年 7月 4日登記
資本金の額	金262億8355万9104円	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社本店 平成16年 7月20日変更 平成16年 7月23日登記	
	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 東京都千代田区人町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社本店 平成19年11月26日変更 平成19年11月26日登記	

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

役員に関する事項	取締役	<u>本 多 義 弘</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	取締役	<u>本 多 義 弘</u>	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
	取締役	<u>本 多 義 弘</u>	平成18年 6月22日重任
			平成18年 7月 4日登記
	取締役	本 多 義 弘	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	取締役	<u>大 文 字 恭 廣</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	取締役	<u>大 文 字 恭 廣</u>	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
取締役	<u>大 文 字 恭 廣</u>	平成18年 6月22日重任	
		平成18年 7月 4日登記	
取締役	大 文 字 恭 廣	平成19年 6月21日重任	
		平成19年 6月29日登記	
取締役 <u>(社外取締役)</u>	<u>金 井 務</u>	平成16年 6月22日重任	
		平成16年 6月28日登記	
		平成17年 6月21日退任	
		平成17年 6月27日登記	

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

取締役	<u>生駒俊明</u>	平成16年 6月22日重任
(社外取締役)		平成16年 6月28日登記
取締役	<u>生駒俊明</u>	平成17年 6月21日重任
(社外取締役)		平成17年 6月27日登記
取締役	<u>生駒俊明</u>	平成18年 6月22日重任
(社外取締役)		平成18年 7月 4日登記
取締役	<u>生駒俊明</u>	平成19年 6月21日重任
(社外取締役)		平成19年 6月29日登記
取締役	<u>住川雅晴</u>	平成16年 6月22日重任
(社外取締役)		平成16年 6月28日登記
取締役	<u>住川雅晴</u>	平成17年 6月21日重任
(社外取締役)		平成17年 6月27日登記
		平成18年 6月22日退任
		平成18年 7月 4日登記
取締役	<u>仁宮偉久</u>	平成16年 6月22日重任
		平成16年 6月28日登記
取締役	<u>仁宮偉久</u>	平成17年 6月21日重任
		平成17年 6月27日登記
		平成18年 6月22日退任
		平成18年 7月 4日登記
取締役	<u>八木良樹</u>	平成17年 6月21日就任
(社外取締役)		平成17年 6月27日登記
取締役	<u>八木良樹</u>	平成18年 6月22日重任
(社外取締役)		平成18年 7月 4日登記
取締役	<u>八木良樹</u>	平成19年 6月21日重任
(社外取締役)		平成19年 6月29日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	取締役	<u>持田農夫男</u>	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	取締役	持田農夫男	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	取締役	<u>川上潤三</u>	平成18年 6月22日就任
	(社外取締役)		平成18年 7月 4日登記
	取締役	川上潤二	平成19年 6月21日重任
	(社外取締役)		平成19年 6月29日登記
	取締役	<u>吉岡博美</u>	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	取締役	吉岡博美	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	指名委員	<u>金井務</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
			平成17年 6月21日退任
			平成17年 6月27日登記
	指名委員	<u>住川雅晴</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	指名委員	住川雅晴	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
			平成18年 6月22日退任
			平成18年 7月 4日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	指名委員	<u>本多義弘</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	指名委員	<u>本多義弘</u>	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
	指名委員	<u>本多義弘</u>	平成18年 6月22日重任
			平成18年 7月 4日登記
	指名委員	<u>本多義弘</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	指名委員	<u>八木良樹</u>	平成17年 6月21日就任
			平成17年 6月27日登記
	指名委員	<u>八木良樹</u>	平成18年 6月22日重任
			平成18年 7月 4日登記
	指名委員	<u>八木良樹</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	指名委員	<u>生駒俊明</u>	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	指名委員	<u>生駒俊明</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	指名委員	<u>川上潤三</u>	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	指名委員	<u>川上潤三</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	指名委員	<u>持田農夫男</u>	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	指名委員	<u>持田農夫男</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	<u>監査委員</u>	<u>生駒俊明</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	<u>監査委員</u>	<u>生駒俊明</u>	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
	<u>監査委員</u>	<u>生駒俊明</u>	平成18年 6月22日重任
			平成18年 7月 4日登記
	<u>監査委員</u>	<u>生駒俊明</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	<u>監査委員</u>	<u>住川雅晴</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
			平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
平成18年 6月22日退任			
<u>監査委員</u>	<u>住川雅晴</u>	平成18年 7月 4日登記	
<u>監査委員</u>	<u>仁宮偉久</u>	平成16年 6月22日重任	
		平成16年 6月28日登記	
		平成17年 6月21日重任	
		平成17年 6月27日登記	
		平成18年 6月22日退任	
<u>監査委員</u>	<u>仁宮偉久</u>	平成18年 7月 4日登記	
<u>監査委員</u>	<u>八木良樹</u>	平成18年 6月22日就任	
		平成18年 7月 4日登記	
		平成19年 6月21日重任	
		平成19年 6月29日登記	

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	監査委員	川上潤三	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	監査委員	川上潤三	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	監査委員	大文字恭廣	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	監査委員	大文字恭廣	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	報酬委員	金井務	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
			平成17年 6月21日退任
			平成17年 6月27日登記
	報酬委員	住川雅晴	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	報酬委員	住川雅晴	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
			平成18年 6月22日退任
			平成18年 7月 4日登記
	報酬委員	本多義弘	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	報酬委員	本多義弘	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
	報酬委員	本多義弘	平成18年 6月22日重任
			平成18年 7月 4日登記
	報酬委員	本多義弘	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	報酬委員	<u>八木良樹</u>	平成17年 6月21日就任
			平成17年 6月27日登記
	報酬委員	<u>八木良樹</u>	平成18年 6月22日重任
			平成18年 7月 4日登記
	報酬委員	<u>八木良樹</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	報酬委員	<u>生駒俊明</u>	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	報酬委員	<u>生駒俊明</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	報酬委員	<u>川上潤三</u>	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	報酬委員	<u>川上潤三</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	報酬委員	<u>持田農夫男</u>	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	報酬委員	<u>持田農夫男</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	執行役	<u>本多義弘</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	執行役	<u>本多義弘</u>	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
			平成18年 6月22日退任
			平成18年 7月 4日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	執行役	<u>大文字恭廣</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	執行役	<u>大文字恭廣</u>	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
			平成18年 6月22日退任
			平成18年 7月 4日登記
	執行役	<u>佐藤勝一</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	執行役	<u>佐藤勝一</u>	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
			平成18年 6月22日退任
			平成18年 7月 4日登記
	執行役	<u>原藤和敬</u>	平成16年 6月22日重任
			平成16年 6月28日登記
	執行役	<u>原藤和敬</u>	平成17年 6月21日重任
			平成17年 6月27日登記
			平成18年 6月22日退任
			平成18年 7月 4日登記
	執行役	<u>持田農夫男</u>	平成17年 6月21日就任
			平成17年 6月27日登記
	執行役	<u>持田農夫男</u>	平成18年 6月22日重任
			平成18年 7月 4日登記
	執行役	<u>持田農夫男</u>	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	執行役	吉岡博美	平成17年 6月21日就任
			平成17年 6月27日登記
	執行役	吉岡博美	平成18年 6月22日重任
			平成18年 7月 4日登記
	執行役	吉岡博美	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	執行役	芦田寛	平成18年 6月22日就任
			平成18年 7月 4日登記
	執行役	芦田寛	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	執行役	土井川馨	平成19年 4月 1日就任
			平成19年 4月 5日登記
	執行役	土井川馨	平成19年 6月21日重任
			平成19年 6月29日登記
	東京都目黒区自由が丘二丁目1番3号パーク・コート自由が丘203		平成16年 6月22日重任
	代表執行役	本多義弘	平成16年 6月28日登記
	東京都目黒区自由が丘二丁目1番3号パーク・コート自由が丘203		平成17年 6月21日重任
	代表執行役	本多義弘	平成17年 6月27日登記
			平成18年 6月22日退任
			平成18年 7月 4日登記
	千葉県浦安市舞浜二丁目14番1号		平成16年 6月22日重任
	代表執行役	大文字恭廣	平成16年 6月28日登記
千葉県浦安市舞浜二丁目14番1号		平成17年 6月21日重任	
代表執行役	大文字恭廣	平成17年 6月27日登記	
		平成18年 6月22日退任	
		平成18年 7月 4日登記	

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

	東京都練馬区下石神井六丁目4番21号 代表執行役 持田農夫男	平成18年 6月22日就任 平成18年 7月 4日登記
	東京都練馬区下石神井六丁目4番21号 代表執行役 持田農夫男	平成19年 6月21日重任 平成19年 6月29日登記
	東京都調布市柴崎一丁目21番地12 代表執行役 吉岡博美	平成18年 6月22日就任 平成18年 7月 4日登記
	東京都調布市柴崎一丁目21番地12 代表執行役 吉岡博美	平成19年 6月21日重任 平成19年 6月29日登記
	大阪府高槻市南平台五丁目2番1号 代表執行役 土井川馨	平成19年 4月 1日就任 平成19年 4月 5日登記
	大阪府高槻市南平台五丁目2番1号 代表執行役 土井川馨	平成19年 6月21日重任 平成19年 6月29日登記
	会計監査人 新日本監査法人	平成18年 7月 4日会計監査人の登記
	会計監査人 新日本監査法人	平成18年 6月22日重任 平成18年 7月 4日登記
	会計監査人 新日本監査法人	平成19年 6月21日重任 平成19年 6月29日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役会の決議を以て商法特例法第21条の17第1項の規定による取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議を以て商法特例法第21条の17第1項の規定による執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議を以て平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議を以て平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成15年 6月24日変更 平成15年 7月 1日登記</p>	

	<p>当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: right;">平成18年 6月22日変更 平成18年 7月 4日登記</p>
<p>社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、商法特例法第21条の8第4項但書に規定する社外取締役との間に、<u>商法特例法第21条の17第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1200万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>当会社が平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前に社外取締役との間に締結した商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約は、法令、本定款又は当該契約の定めるところにより、当該定時株主総会終結後もなおその効力を有するものとする。</p> <p style="text-align: right;">平成15年 6月24日変更 平成15年 7月 1日登記</p> <p>当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>当会社が平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前に社外取締役との間に締結した旧商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約は、法令、本定款又は当該契約に定めるところにより、当該定時株主総会終結後も、なおその効力を有するものとする。</p> <p style="text-align: right;">平成18年 6月22日変更 平成18年 7月 4日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>2016年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p>1万8000個及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数（2000個を上限とする。）並びに代替新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。なお、本社債の額面100万円に付する本新株予約権の数は1個とする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>①種類 普通株式</p> <p>②数</p> <p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法（平成17年法律第86号）に定める</p>

単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役又は代理人が、授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日(以下「条件決定日」という。)における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.42を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)、併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ) 転換価額は、(A) 組織再編等が生じた場合であってかつ(i) 当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、発行要項の規定に基づき承継会社等(組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(ii) 法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii) 当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は、(iv) 発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を充たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B) 発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価

額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、(ロ)に従い当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日(組織再編等が当該公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日)以内の日で当社が指定する日をいう。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2007年9月27日から2016年8月30日までとする。但し、(i)発行要項に定める当社の選択による繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)、(ii)発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii)買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv)債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間(但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。)中は、本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の行使の条件

(イ)各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ)2016年6月13日まで(同日を含まない。)は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日(「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日まで(2016年4月1日から始まる四半期については、2016年6月13日まで)の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付

社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は（ii）R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

③当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、2012年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（i）本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び（ii）転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（ハ）又は（ニ）記載の転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

各本社債の払込金額
× 1株当たり平均VWAP

最終日転換価額

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

平成19年 9月13日発行

平成19年 9月26日登記

2019年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

1万8000個及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数（2000個を上限とする。）並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。なお、本社債の額面100万円に付する本新株予約権の数は1個とする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①種類 普通株式

②数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法（平成17年法律第86号）に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

（ロ）転換価額は、当初、当社の代表執行役又は代理人が、授權に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.42を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

（ハ）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\frac{\text{既発行 処分株式数} \times \text{払込金額} + \text{新発行} \cdot \text{1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（ニ）転換価額は、（A）組織再編等が生じた場合であってかつ上記（イ）当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、発行要項の規定に基づき承継会社等（組

組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。)による新株予約権の交付の措置を講ずることができない場合、(i i) 法律上は発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(i i i) 当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は、(i v) 発行要項の規定に基づき承継会社等による新株予約権の交付の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合のいずれかの条件を充たす旨の通知を当社が本社債権者に送付した場合、又は(B) 発行要項の規定に基づき上場廃止等による繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。

減額後の転換価額は、(ロ)に従い当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日(組織再編等が当該公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合に、残存する本社債の全部を、その額面金額の100%で繰上償還する場合は2東京営業日)以内の日で当社が指定する日をいう。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2007年9月27日から2019年8月30日までとする。但し、(i) 発行要項に定める当社の選択による繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、発行要項に定める税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)、(ii) 発行要項に定める本社債権者の選択による繰上償還及び組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還の場合には、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(iii) 買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び(iv) 債務不履行等による期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記にかかわらず、当社が「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間(但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。)中は、本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2019年6月13日まで(同日を含まない。)は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日(「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで(2019年4月1日から始まる四半期については、2019年6月13日まで)の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

① (i) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限り。以下同じ。)がBBB以下である期間、又は(ii) R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

③ 当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>当社は、2014年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（i）本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び（ii）転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。</p> <p>「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）日の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。</p> <p>本項において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（ハ）又は（ニ）記載の転換価値額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。</p> <p>各本社債の払込金額</p> $\text{---} \times \text{1株当たり平均VWAP}$ <p>最終日転換価値額</p> <p>上記算式において「最終日転換価値額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価値額をいう。</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成19年</td> <td>9月13日発行</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>9月26日登記</td> </tr> </table>	平成19年	9月13日発行	平成19年	9月26日登記
平成19年	9月13日発行					
平成19年	9月26日登記					
<p>吸収合併</p>	<p>平成19年4月1日大阪市中央区北浜四丁目7番19号株式会社NEOMAXを合併</p> <p>平成19年 4月 5日登記</p>					
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>					

東京都港区芝浦一丁目2番1号
 日立金属株式会社
 会社法人等番号 0104-01-038783

委員会設置会社に関する事項	委員会等設置会社 平成15年 6月24日設定 平成15年 7月 1日登記
	委員会設置会社 平成18年法務省令第15号の規定により平成18年 5月 1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月 4日登記
登記記録に関する事項	平成11年9月1日東京都千代田区丸の内二丁目1番2号から本店移転 平成11年 9月 6日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成20年 3月17日

東京法務局
 登記官

齋藤和博



整理番号 ソ185564

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

21/21

PATENT

RECORDED: 05/02/2008

REEL: 020886 FRAME: 0797